

訴 状

2024年10月7日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士	佃	克彦
同	平	裕介
同	伊藤	建
同	堀田	有 大

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金165万0000円

貼用印紙額 金1万4000円

第一 請求の趣旨

- 一 被告は原告に対し、金165万円及びこれに対する2024（令和6）年2月19日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え
 - 二 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求めらる。

第二 請求の原因

一 当事者

1 原告

原告は、日本共産党の党員である。

2 被告

被告は、元参議院議員であり、日本共産党の副委員長である。

二 前提事実

1 原告による書籍の公刊

原告は、2023（令和5）年1月20日、「シン・日本共産党宣言 ヒラ党員が党首公選を求め立候補する理由」と題する書籍を文春新書で公刊した（**甲1**。以下「**本件書籍**」という。）。

2 日本共産党による除名

日本共産党は、原告が本件書籍で日本共産党につき党首公選制を実施すべきだと主張したこと等を理由として、同年2月6日、同党の京都南地区委員会常任委員会の決定に基づき、原告を除名した（**甲2**）。

3 地位確認請求訴訟

なお原告は、この除名処分が違法無効であるとして、2024（令和6）年3月7日、同党を被告とする地位確認請求訴訟を貴庁に提起した。同事件は貴庁民事第37部に係属しており（事件番号・令和6年(ワ)第5849号）、現在、原告は処分の効力を巡って同党と係争中である（**甲3**）。

三 被告による原告についての名誉毀損発言

1 被告は、2023（令和5）年2月19日、京都府の長岡京市中央公民館3階市民ホールで開催された「日本共産党演説会」に「日本共産党副委員長・元参議院議員」の肩書で登壇して演説をした（**甲4の1**）。

- 2 同演説は約47分にわたるものであるところ、被告は同演説中に原告について別紙のとおり言及をした（甲4の2）。

被告は、その言及の中で、原告の本件書籍に関し、別紙の〰線部のとおり、

「その文春と相談して、党内をかく乱するためには値段も安くしましょう。

記者会見で公然と語っています。格安の千円にしたのは、党员というのは貧乏人が多いと、そういう人を買ってもらうためには、印税少なくしてでも千円にしようと、こういうことまで相談しました。」

と発言した（甲4の1・58:00。以下「本件発言」という。）。

- 3 被告による上記58:00の本件発言は、原告が本件書籍につき、日本共産党の内部をかく乱する目的をもって値段を安くした旨の事実を摘示するものである。

かように原告が日本共産党についてその内部をかく乱する目的を持っていた旨を摘示することは、党员である原告がその属する党と党员を裏切ったとの印象を与えるものであると言わざるを得ない。

よって被告による本件発言は、原告の社会的評価を低下させ、もって名誉を毀損することが明らかである。

- 4 なお、原告は日本共産党を攪乱する目的など全く有していないし、また、そのような趣旨のことを会見で公言したことなど全くないことも言うまでもない。

四 三の名誉毀損による原告の損害

- 1 被告の上記三1の演説は、長岡京市中央公民館3階市民ホールで行なわれたものであるところ、同ホールの収容人数は200名であり（甲5）、よって相当多数の者が被告の本件発言を聞いたことが明らかである。

2 また、被告の上記三1の演説は映像に収録され、現在、日本共産党京都府委員会のウェブサイトで公開されているのであり（甲6）、よって現在もお、被告の本件発言は社会に向けて拡散され続けている。

3 以上を踏まえると、被告の本件発言による原告の社会的評価の低下がもたらした損害及び精神的苦痛は、これを金銭に換算すると、金150万円を下らない。

また、原告のかかる損害と相当因果関係のある弁護士費用は、金15万円を下らない。

五 結論

よって原告は被告に対し、被告による本件発言につき、不法行為に基づく損害賠償として金165万円及びこれに対する不法行為の日である2024（令和6）年2月19日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める。

証 拠 方 法

甲第1号証	本件書籍
甲第2号証	原告宛て文書（除名処分の通知文書）
甲第3号証	訴状
甲第4号証の1	DVD媒体
2	反訳報告書
甲第5号証	長岡京市立中央公民館ご案内
甲第6号証	報告書

附 属 書 類

- | | | |
|---|------------------------|-------|
| 1 | 甲号証写し（甲 1、4 の 2、6 は原本） | 各 1 通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 1 通 |
- 以 上

当事者目録

- 〒 [REDACTED] [REDACTED]
- 原 告 松 竹 伸 幸
- 〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル403号(送達場所)
佃法律事務所
- 電 話 03 - 3500 - 4162
- F A X 03 - 3500 - 4164
- 原告訴訟代理人弁護士 佃 克 彦
- 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町一丁目8番4号 東商共同ビル8階
永世綜合法律事務所
- 電 話 03 - 6810 - 9111
- F A X 03 - 6810 - 9113
- 同 平 裕 介
- 同 堀 田 有 大
- 〒930-0066 富山県富山市千石町六丁目1番1号 法律事務所Z北陸オフィス
- 電 話 076 - 486 - 9825
- F A X 076 - 464 - 4118
- 同 伊 藤 建
- 〒 [REDACTED] [REDACTED]
- 被 告 市 田 忠 義

56:41 こういう時に、こともあろうに日米安保条約を日本共産党の基本政策に据えなさい、在日米軍は日本を守る抑止力だ、核抑止はまずいけれども通常兵力で言えば安保条約にもとづく在日米軍が日本にいるのは日本の平和と安全を守るためだと、政府が大喜びをするようなことを言い出した人がいます。

57:11 それが松竹伸幸さんであります。

57:14 彼は異論を持っていたから処分されたのではありません。

57:20 いま述べたような意見を、一度たりとも正規のルートにもとづいて上げることはしないで、周到な準備をして出版物を発行して、記者会見を開き、だいたいです、日本記者クラブがその場所を提供するなんてことは、誰もがやれる場所じゃないんですね。

57:42 そういうところを提供したというのは、共産党バッシングをおおいにやれと、もう平和の大攻勢かけられたら困ると、そういう勢力と結託していると思うんですね。

57:54 松竹さんが出された本はどこから出ているか。文藝春秋なんですね。

58:00 その文春と相談して、党内をかく乱するためには値段も安くしましょう。記者会見で公然と語っています。格安の千円にしたのは、党员というのは貧乏人が多いと、そういう人に買ってもらうためには、印税少なくしてでも千円にしようと、こういうことまで相談しました。

58:20 インタビューをやって、好き勝手にしゃべりまくって、日本共産党を攻撃した。

58:27 攻撃というと、ちょっと強い言葉だと言われるかもしれませんが、文字通り党を攻撃したので、党規約にもとづいて処分をされました。

58:37 それだけじゃありません。日本共産党のいまの指導体制は個人独裁体制だなどと、驚くような内容を書き連ねた本を出した鈴木元（はじめ）氏と相談して、同じ時期に出した方が効果的だからということで督促をしたと。ということのみず

から記者会見で公言しました。そういう分派的な行動をとったことを公言している。

59:06 さらに、こうも言いました。これから一年かけて、自分の除名処分の撤回の運動をやるから、同調者のみなさんは党にとどまっておいてくれと、自分は外でやるなどと、分派活動の仲間を募っていると。

59:23 これが善意の改革者と言えるだろうか。

59:28 党員であることを最大のウリにしながら、党の外からみずから認めた綱領のキモとも言うべき安保条約廃棄の方針を捨てよと、いわば日本のアメリカ対米従属のおおもとにあるのが安保条約だというのは、日本共産党の綱領のキモとも言うべき内容ですね。

59:50 それを捨てよと変節を迫って、安保廃棄なんて掲げているから共闘がうまくいかないんだと、選挙で負けたのも安保条約廃棄なんてなことを言っているから負けたんだと、この間の政府自民党の攻撃と瓜二つの攻撃をやっていると。

1:00:11 一部に、ふところ深く大人の対応をという意見を寄せて頂いている方もいます。

1:00:18 私は善意でそういう思いをもっておられる方には、ねばり強く経過も説明してご理解を頂くように努力したいと思っています。

1:00:27 しかし、悪意に満ちた攻撃やかく乱については、一步も引かずに、そういう攻撃をはねのけるために、冷静かつ毅然と対応していきたいと思っています。

1:00:42 そうしなかったら、日本共産党が日本共産党でなくなります。結社の自由を侵害するような不当な攻撃にも立ち向かっていく決意であります。(1:00:53)

以上